令和７年10月３日
商工振興課

商店街消費活性化支援事業補助金　パンフレット

物価高騰の影響を受け消費が停滞するなか、消費の下支えとして、商店街の活性化を図るために市内商店会などが実施する「キャッシュレス決済キャンペーン事業」「クーポン券発行事業」「プレミアム付き商品券発行事業」などに対して補助を行います。

交付対象者

・市内商店会（複数商店会によるグループでの申請も可）

・地域に商店会が無い場合は、近隣複数店舗で結成した団体

・その他市長が認めたもの

※大型店（大規模小売店舗立地法に基づき届け出をしている店舗）は原則対象外となります。ただし、大型店自体が商店会に加入している場合、その直営店は対象となります。また、大型店内のテナントが商店会に加入している場合、そのテナントは対象となります。

※キャッシュレス決済の場合、決済事業者等が独自に規制している業種は対象外となります。

※風俗店関係、宗教組織、政治団体、暴力団及び関連団体は対象外となります。

対象経費

交付決定日～令和８年３月31日（火）の期間に実施した消費活性化事業にて要した経費（税抜）

※従来からの商店会活動・店舗運営等にかかる費用は対象外となります。

補助率・補助上限額

補助率：10/10（税抜き）　補助上限額：参加店舗×30万円または20万円

〇30万円

付与したポイントや商品券などが申請商店会のみで使用できるなど、地域内で還元することができ、当該地域の経済活性化により貢献できている場合

〇20万円

上記以外の場合

還元・還付率

30%を上限に、各団体で設定してください。なお、店舗ごとに異なる還元・還付率を設定することも可とします。

１会計あたりの還元・還付上限

3,000 円相当を上限に、各団体で設定してください（プレミアム付き商品券発行事業は除く）。なお、店舗ごとに異なる還元・還付上限を設定することも可とします。

実施期間中の店舗ごとの還元・還付上限

各団体の実情に合わせてご検討ください（プレミアム付き商品券発行事業は除く）。

※上限を設定することで、集客力のある店舗に売り上げが集中することを防ぐことができます。設定するか否かは各団体の任意とします。

モデル事業

対象事業例	事業内容・補助対象経費・具体例
キャッシュレス決済キャンペーン事業	各団体が独自に、キャッシュレス決済時に使える「ポイント還元クーポン」や「〇〇〇円 OFF クーポン」の配布、「ポイント還元キャンペーン」を実施。 **※配布したクーポンや還元されたポイントがその地域内で使用できない場合、補助上限額は 20 万円となります。** 【補助対象経費（税抜）】 還元クーポン（ポイント）分原資、クーポン（ポイント）手数料、事業広告費、その他事業を行うにあたり発生した費用 【具体例】 二次元コードを利用して商店会各店で買い物すると 20%還元
クーポン券発行事業 （紙・デジタル）	各団体が独自に買い物金額に応じた「クーポン券」を配布。 【補助対象経費（税抜）】 クーポン分原資、クーポン券の印刷費、事業広告費、その他事業を行うにあたり発生した費用 【具体例】 商店会各店で買い物すると次回使用できるクーポン券（紙）を発行
プレミアム付き商品券発行事業 （紙・デジタル）	各団体が独自に「プレミアム付き商品券」を配布。 【補助対象経費（税抜）】 プレミアム分原資、商品券の印刷費、事業広告費、その他事業を行うにあたり発生した費用 【具体例】 商店会各店で使用できる 2,600 円分の商品券を 2,000 円で販売

事業を行うにあたっての注意事項

- **税金、公共料金、有価証券・金券・商品券、宝くじ、家賃・月謝・会費等の定期的に支払うもの**は対象外となります。
- 商品をすべて〇〇%OFF にするなどの、**単純な値引きは対象外**です（キャッシュレス決済を通じた値引きクーポン発行は可）。
- **キャッシュレス導入費用及び決済手数料**は対象外となります。
- 市ではキャッシュレス決済業者の選定や商品券発行業者等の選定は行いません。**各団体が業者と直接契約を行ってください。**

- **<u>1団体あたり1回、1店舗あたり1回限りの参加</u>**となります（複数商店会のグループとして実施した場合も、参加した商店会は1回としてカウントします）。
- 商品券等の偽造や不正利用などないよう、各団体で防止対策を徹底してください。
- 商品券等の発行・使用枚数などの集計は、各団体が責任をもって管理してください。
- 事業実施後、利用者や売上状況などの情報、事業実施アンケートなどにご協力ください。
- **<u>補助金の支払いは、団体に対して行います。各店舗への支払いは、団体が行ってください。</u>**なお、支払いは事業完了後となりますが、**<u>要望があれば、交付決定額の50%を上限に事前払いが可能</u>**です。
- 事業終了後は速やかに市へ実績報告を行ってください。

提出書類　　※下記二次元コードより、市ホームページからダウンロードできます

① 申込書
② 事業計画書
③ 収支計画書
④ 参加店舗一覧
⑤ 補助対象経費の根拠資料（見積書など）

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/shoukou/006/p117184.html

<u>※②～⑤の書類準備に時間がかかる場合は、下記までご相談ください。</u>

提出方法	Ｅメール又は郵送 ※Ｅメールで提出する場合は必ず電話で到着確認を行ってください。
提出先	船橋市役所　商工振興課　商業係（市役所本庁舎4階） 〒273-8501　船橋市湊町2-10-25 TEL：047-436-2472　FAX：047-436-2466 mail：shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

スケジュール

手続き	日程等
募集締め切り	令和7年11月30日（日）
審査結果の通知	申込書類提出日から約２週間を目途に、審査結果通知送付予定
補助金交付申請	審査結果通知後、随時申請書提出⇒交付決定
事業の実施	交付決定後、随時各団体にて事業の実施 ※事業は令和8年3月31日（火）までに終了させてください。 ※希望があれば事業実施前に、交付決定額の50%を上限に事前払いが可能です。
実績報告	事業費確定（精算）後すみやかに市へ報告
補助金確定通知・支払	実績報告後、随時代表者へ支払い

Q＆A

景品・参加賞（店舗の商品、店舗限定お食事券等）は対象となりますか？

店舗商品との引換券やお食事券のような用途限定のものは、対象外となります。また、買い物を伴わず、無償提供したものも対象外といたします。

キャッシュレス決済事業者等が独自に規制している業種とは？

病院・医院・調剤薬局などです。詳しくは選定いただくキャッシュレス決済事業者へお問い合わせください。

商店会に加入していない店舗はどうすればいいですか？

地域に商店会がある場合は、商店会に相談してください。地域に商店会がない場合や商店会があっても加入ができない場合は、近隣の店舗と団体を組んでお申込みください。

近隣店舗とはどれくらいの距離感ですか？

概ね200～300m以内を想定しております。近隣の店舗と団体を組んでお申込みされる場合は、お問合せ先までご相談ください。なお、近隣の同業種（コンビニやドラッグストアなど）でグループを組んでの申請も可です。

近くに商店会がないので、店舗単体で申込してもよいですか？

店舗単体での申し込みは原則できません。近くに商店会がない場合は、近隣の店舗と団体を組んでお申し込みください。

事業を実施するにあたり相談できる業者はありますか？

本事業のチラシにて、代表的な事業者をご紹介しております。右の二次元コードより市ホームページへアクセスしご確認ください。業者の担当者へ直接連絡したい場合は船橋市商工振興課商業係（047-436-2472）までお問い合わせください。

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/shoukou/006/p117184.html

問い合わせ先

船橋市商工振興課　商業係

Email：shokoshinko@city.funabashi.lg.jp　TEL：047-436-2472　受付時間：平日 9:00～17:00